

山口県森林整備工事請負契約約款新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1条から第35条 省略</p> <p>第36条 受注者は、前払金を頭書の工事の材料費、労務費、建設機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払いに充ててはならない。ただし、令和<u>4</u>年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和<u>4</u>年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。</p>	<p>第1条から第35条 省略</p> <p>第36条 受注者は、前払金を頭書の工事の材料費、労務費、建設機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払いに充ててはならない。ただし、令和<u>3</u>年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和<u>3</u>年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。</p>
第36条2項から第56条 省略	第36条2項から第56条 省略